

# 高砂マラソン事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、身近に参加できる高砂マラソンを開催することを通じて、市民の健康増進と体力づくりを図るため、予算の範囲内において高砂マラソン事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、高砂マラソン実行委員会とする。

## (補助対象経費)

第3条 この要綱において「補助対象経費」とは、高砂マラソンに係る経費であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業の広報活動に係る経費
- (2) 事業を実施する会場の借上げに係る経費
- (3) 事業を実施する会場設営及び大会運営に係る経費
- (4) その他事業を実施するために必要と認める経費

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1以内であって、かつ、上限額を100万円とする。

## (補則)

第5条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から改正する。（一部改正）